

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3155258号  
(U3155258)

(45) 発行日 平成21年11月12日(2009.11.12)

(24) 登録日 平成21年10月21日(2009.10.21)

(51) Int.Cl.		F 1			
<b>E O 3 C</b>	<b>1/28</b>	<b>(2006.01)</b>	E O 3 C	1/28	A
<b>F 1 6 L</b>	<b>55/00</b>	<b>(2006.01)</b>	F 1 6 L	55/00	N

評価書の請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 実願2009-5891 (U2009-5891)  
 (22) 出願日 平成21年8月19日 (2009. 8. 19)

(73) 実用新案権者 507309633  
 株式会社サンケイサポート  
 岐阜県可児市羽生ヶ丘五丁目4 4 番地  
 (74) 代理人 100076473  
 弁理士 飯田 昭夫  
 (74) 代理人 100112900  
 弁理士 江間 路子  
 (74) 代理人 100136995  
 弁理士 上田 千織  
 (74) 代理人 100150935  
 弁理士 村松 孝哉  
 (72) 考案者 入澤 徹  
 岐阜県可児市羽生ヶ丘五丁目4 4 番地 株  
 式会社サンケイサポート内

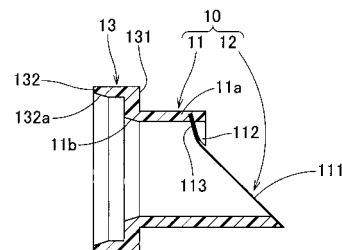
(54) 【考案の名称】 逆止弁及び床排水トラップ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】下水から流れる悪臭の防止と害虫の侵入を防止できるとともに廉価に製作できる逆止弁及び床排水トラップを提供する。

【解決手段】逆止弁10は、主管体11と、弁部12を備えて構成する。弁部12は、主管体11の傾斜面部111に対向する本体部と、水平面部112に形成する溝部113に挿入する折返し部とから構成する。折返し部を、本体部から接続して少なくとも二重に形成する。弁部12を主管体11に取り付けた状態で、本体部は折返し部に対して開弁した後、自らの弾性により閉弁する。主管体11の主管本体11aにおける傾斜面部111の反対側には、床排水トラップの内壁にする装着端面131を有するとともにワン形トラップを支持する支持端面132を備える装着部13を形成する。

【選択図】 図1



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

管体の一方の面には、先端側から元部側に向かって管軸に対して斜め方向に切断した傾斜面部が形成され、前記傾斜面部の元部側には前記傾斜面部より先端側に突出した突出部が形成され、

前記突出部における、前記傾斜面部からの延長線上には、前記傾斜面部から先端側に屈曲する溝部が形成され、

前記傾斜面部に対向する位置に、前記管体を塞ぐ薄板状の可撓性弁部材の弁本体部が配設され、前記可撓性弁部材の一端には、前記弁本体部から接続されるとともに折り返して少なくとも二重に形成された折り返し部が配設され、

前記可撓性弁部材が、前記折り返し部を前記溝部内に挿入するとともに、前記弁本体部と前記折り返し部の境を中心にして、前記傾斜面部に対して前記弁本体部を開閉可能に配設し、

前記管体と前記可撓性弁部材とで構成されることを特徴とする逆止弁。

## 【請求項 2】

前記管体の他方の面は管軸と直交する平面に形成されるとともに、前記管体には、被装着部に装着される装着面が管軸に直交する平面状に形成されていることを特徴とする請求項 1 記載の逆止弁。

## 【請求項 3】

前記可撓性弁部材は、前記傾斜面部と前記突出部との境目付近において、前記管体に熱溶着して固着されていることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の逆止弁。

## 【請求項 4】

施設内の床排水用として設置される筒状の柵本体と、前記柵本体の下流側に配設される排水管と、前記柵本体内に配設されて排水を前記排水管側に流通させる逆止弁と、前記逆止弁を、上流側から押圧するワン形トラップとを備える床排水トラップであって、

前記逆止弁が、

管体の一方の面に、先端側から元部側に向かって管軸に対して斜め方向に切断した傾斜面部を形成するとともに、前記傾斜面部の元部側には前記傾斜面部より先端側に突出した突出部を形成し、

前記突出部における、前記傾斜面部からの延長線上に、前記傾斜面部から先端側に屈曲する溝部を形成し、

前記傾斜面部に対向する位置に、前記管体を塞ぐ薄板状の可撓性弁部材の弁本体部を配設するとともに、前記可撓性弁部材の一端には、前記弁本体部から接続するとともに折り返して少なくとも二重に形成された折り返し部を配設し、

前記可撓性弁部材が、前記折り返し部を前記溝部内に挿入するとともに、前記弁本体部と前記折り返し部の境を中心にして、前記傾斜面部に対して前記弁本体部を開閉可能に配設して、

前記柵本体に装着可能に構成されていることを特徴とする床排水トラップ。

## 【請求項 5】

前記管体の他方の面には、前記ワン形トラップを支持する支持面が形成されるとともに、前記支持面と前記傾斜面部との間には、前記柵本体に装着される装着面が形成されていることを特徴とする請求項 4 記載の床排水トラップ。

## 【請求項 6】

前記装着面には、前記柵本体との間にシール剤が塗布されていることを特徴とする請求項 5 記載の床排水トラップ。

## 【請求項 7】

前記逆止弁は、前記傾斜面部と前記突出部との境目付近において、前記管体に熱溶着されていることを特徴とする請求項 4、5 又は 6 のいずれかに記載の床排水トラップ。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

10

20

30

40

50

## 【0001】

本考案は、施設内のトイレや風呂場あるいは洗面場に設置された床排水トラップに関し、さらに、床排水トラップに装着される逆止弁に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、施設内に設置された床排水トラップ50は、図8(a)に示すように、鋳物で形成されたトラップ本体51と、トラップ本体51の上部から挿入する調節管52と、調節管52に支持される目皿53と、を備えて構成されていた。目皿53には、水を流すための挿通溝531が多数形成されていた。トラップ本体51の下部には、床排水管55が配管され、トラップ本体51の内部には上面が開口された管状のトラップ部511が形成されていた。トラップ部511の上面には、複数に形成されたリップ561を当接させたワントラップ56が配置されていた。ワントラップ56は、鋳物で形成されてお碗形に形成され、開口された部位を下方にしてトラップ部511に上方から挿入したものである。このワントラップ56を挿入することにより、トラップ本体51内でトラップが形成されることとなって、下水管から流れてくる悪臭の防止や害虫の侵入防止がなされていた。この床排水トラップ50を設置している床の清掃は、毎日、タイル床面に水を流して、汚れたものを目皿53から床排水管55に流すことによって行われていた。また、給水配管の破損や老朽化による漏水、又は器具排水のつまりによるオーバー水等が発生する場合においても、オーバー水は、床排水トラップ50の目皿53から床排水管55に流れることとなっていた。

10

20

## 【0003】

しかし近年、床面の水洗いをやめてモップ等による拭き取り清掃が主流となってくると床排水トラップ50においては、床面に水を流すのではなくモップ等で拭き取るようになってきた。図8(b)に示すように、床排水トラップの上部には掃兼ドレン60が取付けられ、挿通溝611を形成する目皿61の上方に挿通溝を塞ぐ蓋62が装着されることとなってきた。掃兼ドレン60は、常時においては、下水から流れてくる悪臭の防止や害虫の侵入を防止するために、蓋62を閉めて使用し、床の水洗い時や、漏水時には、掃兼ドレン60を床排水トラップ50から外して使用することとなっていた。しかし、給水配管の老朽化による破損漏水や器具排水のつまりにより発生するオーバー水は、器具の取扱いを熟知した人がいなければ、掃兼ドレン60を外すことはできないことから、オーバー水による下層階への漏水被害等が発生していた。このことから、さらに改良された従来の床排水では、特許文献1に示すように、排水路に逆止弁を装着することにより、下水管から流れてくる悪臭の防止や害虫の侵入の防止を図ることができるようになっていた。

30

40

## 【0004】

この排水トラップには、トラップ本体内に弁トラップユニットが配置されている。弁トラップユニットには、傾斜して開口された管体の先端部に揺動弁体が開閉可能に装着されている。揺動弁体は、排水時において排水の圧力で開口するとともに、排水されていないときには、弁体を閉鎖方向に付勢するバランスウエイトにより排水管を閉鎖していた。これにより、下水管から流れてくる悪臭の防止や、害虫の侵入防止を行うことができていた。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0005】

【特許文献1】特開2000-8439公報

## 【考案の概要】

## 【考案が解決しようとする課題】

## 【0006】

しかし、揺動弁体の封鎖方向への付勢をバランスウエイトで行うため、バランスウエイトを管体の先端に装着することとなって、複雑な構成となるとともに弁トラップユニットのコストを高くすることとなっていた。さらに、バランスウエイトは、長期間の使用によ

50

り管体内面の錆によって作動不良となる虞もあった。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本考案は、上述の課題を解決するものであり、シンプルな構造でコストを廉価に構成する逆止弁を提供することを目的とするものである。すなわち、

請求項1記載の考案の逆止弁は、管体の一方の面には、先端側から元部側に向かって管軸に対して斜め方向に切断した傾斜面部が形成され、前記傾斜面部の元部側には前記傾斜面部より先端側に突出した突出部が形成され、前記突出部における、前記傾斜面部からの延長線上には、前記傾斜面部から先端側に屈曲する溝部が形成され、前記傾斜面部に対向する位置に、前記管体を塞ぐ薄板状の可撓性弁部材の弁本体部が配設され、前記可撓性弁部材の一端には、前記弁本体部から接続されるとともに折り返して少なくとも二重に形成された折り返し部が配設され、前記可撓性弁部材が、前記折り返し部を前記溝部内に挿入するとともに、前記弁本体部と前記折り返し部の境を中心にして、前記傾斜面部に対して前記弁本体部を開閉可能に配設し、前記管体と前記可撓性弁部材とで構成されることを特徴とするものである。

10

【0008】

請求項2記載の考案は、請求項1の考案に係るものであって、前記管体の他方の面は管軸と直交する平面に形成されるとともに、前記管体には、被装着部に装着される装着面が管軸に直交する平面状に形成されていることを特徴としている。

【0009】

請求項3記載の考案は、請求項1又は2の考案に係るものであって、前記逆止弁は、前記傾斜面部と前記突出部との境目付近において、前記管体に熱溶着されていることを特徴としている。

20

【0010】

請求項4に記載の考案は、施設内の床排水用として設置される筒状の柵本体と、前記柵本体の下流側に配設される排水管と、前記柵本体内に配設されて排水を前記排水管側に流通させる逆止弁と、前記逆止弁を、上流側から押圧するワン形トラップとを備える床排水トラップであって、前記逆止弁が、管体の一方の面に、先端側から元部側に向かって管軸に対して斜め方向に切断した傾斜面部を形成するとともに、前記傾斜面部の元部側には前記傾斜面部より先端側に突出した突出部を形成し、前記突出部における、前記傾斜面部からの延長線上に、前記傾斜面部から先端側に屈曲する溝部を形成し、

30

前記傾斜面部に対向する位置に、前記管体を塞ぐ薄板状の可撓性弁部材の弁本体部を配設するとともに、前記可撓性弁部材の一端には、前記弁本体部から接続するとともに折り返して少なくとも二重に形成された折り返し部を配設し、前記可撓性弁部材が、前記折り返し部を前記溝部内に挿入するとともに、前記弁本体部と前記折り返し部の境を中心にして、前記傾斜面部に対して前記弁本体部を開閉可能に配設して、前記柵本体に装着可能に構成されていることを特徴とするものである。

【0011】

請求項5記載の考案は、請求項3に係る考案であって、前記管体の他方の面には、前記ワン形トラップを支持する支持面が形成されるとともに、前記支持面と前記傾斜面部との間には、前記柵本体に装着される装着面が形成されていることを特徴としている。

40

【0012】

請求項6記載の考案は、請求項4又は5記載の考案であって、前記装着面には、前記柵本体との間にシール剤が塗布されていることを特徴としている。

【0013】

請求項7記載の考案は、請求項4、5又は6のいずれかの考案に係るものであって、前記逆止弁は、前記傾斜面部と前記突出部の境目付近において、前記管体に熱溶着されていることを特徴としている。

【考案の効果】

【0014】

50

請求項 1 記載の考案によれば、逆止弁には、管体の先端に形成された傾斜面部に薄板状の可撓性弁部材が配設されている。さらに管体の先端には傾斜面部より先端側に突出した突出部における傾斜面部から延長された部位に溝が形成されている。可撓性弁部材は、傾斜面部を開閉する弁本体部と、溝部に挿入されるとともに弁本体部から接続されて少なくとも二重に折り返された折返し部とから形成されている。また、溝部は、傾斜面部から突出部側に屈曲されているから、可撓性弁部材は、弁本体部を、弁本体部と折返し部との間の境を支点にして揺動可能とすることができ、傾斜面部に対して開閉可能に形成することができる。つまり、逆止弁は、管体と可撓性部材で構成され、可撓性弁部材を、傾斜面部に密着させた状態で、例えば、管体内を流れる流体で、傾斜面部から離隔する方向に移動させて開状態にした後、流体の流れを停止させることにより、可撓性弁部材自体の復帰力で傾斜面部に接近するように復帰する。そのため、1枚の可撓性弁部材を管体に装着するだけで開閉を行うことができることから、シンプルな構造で廉価なコストで構成することが可能となる。

10

## 【0015】

請求項 2 の考案によれば、管体には、被装着部に装着される装着面と、端面を水平面に形成しているから、本考案の逆止弁を、例えば、排水流路内に装着して排水を一方向に流すことができる。

## 【0016】

また、請求項 3 の考案によれば、可撓性弁部材の折返し部が溝部に挿入されて固着されていることに加えて、管体と可撓性弁部材とは、傾斜面部と突出部との境目付近において、熱溶着されているから、可撓性弁部材は、管体に確実に固着されることとなる。

20

## 【0017】

請求項 4 の考案の床排水トラップによれば、請求項 1 の構成の逆止弁を床排水トラップ内に装着することにより、排水時に、逆止弁を開いて排水を排水管に流すことができ、排水の停止状態の際に、可撓性弁部材自体の付勢で復帰することにより逆止弁を閉じることができるから、下水管から流れてくる悪臭や害虫の侵入を可撓性弁部材で防止することができる。本考案の逆止弁は、1枚の可撓性弁部材の一部を折り返すことによって形成された折返し部を、管体の溝部に挿入して構成されているものであるから、シンプルな構成で廉価なコストで提供することができる。したがって、逆止弁を床排水トラップに装着する際にも、短時間で簡単に取付けることができる。

30

## 【0018】

請求項 5 の構成によれば、逆止弁の装着面を桵本体内に装着し、支持面にワン形トラップを支持させることによって、桵本体部内に逆止弁で構成されたトラップを形成することができ、逆止弁で排水を流すとともに、下水管から流れてくる悪臭の防止や、害虫の侵入の防止を図ることができる。

## 【0019】

請求項 6 の構成によれば、管体に嵌合する記支持管体の先端にシール剤を塗布しているから、床排水トラップにおける逆止弁の周りには、下水管から悪臭が流れることや、害虫が侵入することもない。

## 【0020】

請求項 7 の構成によれば、可撓性弁部材の折返し部が溝部に挿入されて固着されていることに加えて、管体と可撓性弁部材とは、傾斜面部と突出部との境目付近において、熱溶着されているから、逆止弁は、管体に確実に固着されることとなる。

40

## 【図面の簡単な説明】

## 【0021】

【図 1】本願考案による逆止弁の断面図である。

【図 2】図 1 における逆止弁トラップユニットの分解断面図である。

【図 3】図 1 における弁部の拡大図である。

【図 4】図 2 の正面図である。

【図 5】逆止弁の別の形態を示す断面図である。

50

【図 6】図 1 の逆止弁を組み込んだ床排水トラップを示す断面図である。

【図 7】逆止弁のさらに別の形態を示す断面図である。

【図 8】従来の床排水トラップを示す断面図である。

【考案を実施するための形態】

【0022】

次に、本考案における逆止弁及び逆止弁を使用する床排水トラップの実施形態を図面に基づいて説明する。図 1 は、逆止弁 10 を示す断面図であり、図 2 はその分解断面図である。逆止弁 10 は、先端を傾斜面部 111 に形成した主管体 11 と主管体 11 の傾斜面部 111 に密着して装着された可撓性弁部材（以下、弁部という）12 とから構成されている。

10

【0023】

主管体 11 は塩化ビニル製の管体で形成されるとともに、主管体 11 の先端面において、傾斜面部 111 は先端側から元部端側に向かって下傾して形成され、元部側においては、傾斜面部 111 に対して管軸に直交する突出部 112 が形成されている。この突出部 112 は、主管体 11 の元部側において、傾斜面部 111 より先端側に向かって突出して形成されていれば、管軸に直交する水平面でなくてもよく、傾斜して形成されていたり、また山状に形成されていたり等の盛り上がったものでもよい。実施形態では、水平面部 112 として以下説明する。

【0024】

水平面部 112 における傾斜面部 111 との間には、傾斜面部 111 から延設された溝部 113 が、傾斜面部 111 から水平面部 112 の表面側に向かって屈曲する方向に形成されている。溝部 113 は、傾斜面部 111 から円弧状に接続された状態で形成されるとともに、後述の弁部 12 の一端を挿入して止着できる程度の厚みと深さを有して形成されている。傾斜面部 111 に密着して装着される弁部 12 は、薄板状の可撓性部材で形成され、主管体 11 の傾斜面部 111 に密着する本体部 121 と、本体部 121 の一端で主管体 11 に形成された溝部 113 に挿入可能な折返し部 122 とから形成されている。

20

【0025】

図 3 に示すように、折返し部 122 は、実施形態では、本体部 121 から延長されて溝部 113 内に挿入された弁部 12 の一端が折り返されて二重あるいは三重となって形成されている。そのため、溝部 113 内では、二重あるいは三重に折り返された弁部 12 の厚みで圧入された状態となって水平面部 112 で固着されている。溝部 113 内で固着された弁部 12 は、本体部 121 と折返し部 122 との境で屈曲可能に形成される。つまり、例えば、弁部 12 に流体が流れると本体部 121 は折返し部 122 に対して、屈曲して、本体部 121 を主管体 11 の傾斜面部 111 から離隔する方向に開き、流体の流れが停止すると、本体部 121 は傾斜面部 111 に接近する方向に復帰する。

30

【0026】

弁部 12 は、実施形態では、例えば、薄板状のポリプロピレンで形成されたプラスチック製であり、一部を保持して他部に負荷をかけることにより弾性的に変形できる性質を有している。つまり、折返し部 122 を保持して本体部 121 を本体部 121 の面に直交する方向に押圧することにより、折返し部 122 に対して本体部 121 が屈曲し、押圧解除することにより弾性復帰できる性質を有しているものである。なお、弁部 12 は、上述と同様の性質を有するものであればプラスチック製ではなく、ゴム製等の樹脂材であってもよい。

40

【0027】

図 3 ~ 4 に示すように、弁部 12 を主管体 11 に装着する際、主管体 11 の前記傾斜面部 111 と水平面部 112 との境目付近、つまり、弁部 12 における本体部 121 と折返し部 122 との境目付近で、主管体 11 の 2 箇所位置でスポット的に熱溶着部 123 を形成すれば、弁部 12 を、主管体 11 から抜くことができずに確実に固定することができる。

【0028】

50

図 1 に示すように、主管体 1 1 における傾斜面部 1 1 1 の反対側の部位には、傾斜面部 1 1 1 を形成する主管本体 1 1 a より拡径筒状に形成された支持管体としての装着部 1 3 が形成されている。装着部 1 3 は、主管本体 1 1 a に接続される側の装着端面 1 3 1 と、主管体 1 1 の端面となる側に形成される支持端面 1 3 2 とを備えている。装着端面 1 3 1 は、逆止弁 1 0 を装着する部位、例えば、後述の床排水トラップ 1 に取り付けるための面を形成するものであり、支持端面 1 3 2 は、装着された逆止弁 1 0 に、逆止弁 1 0 を固定させるもの、例えば、後述のワン形トラップ 7 を支持させるために形成したものである。

【 0 0 2 9 】

逆止弁 1 0 の内周面、つまり、装着部 1 3 の支持端面 1 3 2 の内周面には、排水を通り易くするためのテーパ面 1 3 2 a が形成され、縮径された主管本体 1 1 a の内周端面にはテーパ面 1 1 b が形成されている。

10

【 0 0 3 0 】

なお、装着部 1 3 は、製作上、主管本体 1 1 a と別部材を組付けて形成してもよい。例えば、図 5 に示すように、主管本体 1 1 a より大径筒状のカラー部材 1 5 を外嵌させて、さらにカラー部材 1 5 より大径筒状の保持管部材 1 6 をカラー部材 1 5 に外嵌させて構成してもよい。この場合、カラー部材 1 5 を、弾性を有する樹脂材で形成して主管本体 1 1 a と保持管部材 1 6 に圧入することにより、シール製を向上させることができる。また、カラー部材 1 5 を、主管本体 1 1 a と同様の材料で形成して図 1 に示すような装着部 1 3 として形成してもよい。

【 0 0 3 1 】

次に、上記のように構成された逆止弁 1 0 を、施設内に設置された床排水構造に使用する。

20

【 0 0 3 2 】

図 6 に示すように、施設内の風呂場や便所内に設置された床面には、タイル T が傾斜して敷設され、傾斜した最下位の位置に床排水トラップ 1 が配置されている。床排水トラップ 1 は、下端部で排水管 3 を接続する柵本体 2 と、柵本体 2 の上部に配置されて、排水を誘導する排水目皿 4 を支持する目皿受け 5 と、目皿受け 5 の高さ調節をする調節管 6 と、排水のトラップを形成するためのワン形トラップ 7 と、を備えている。ワン形トラップ 7 は一方が開口されたお椀形に形成されて、内部に逆止弁 1 0 の支持端面 1 3 2 に当接可能なリブ 7 0 1 を複数形成している。

30

【 0 0 3 3 】

柵本体 2 は外壁 2 0 1 を形成するとともに、中央部に流路 8 を形成するための内壁 2 0 2 を形成する筒状に形成され、上部に目皿受け 5 を螺合する雌ネジ部 2 0 3 を形成するとともに、下部に、排水管 3 をネジ締結するためにテーパ雌ネジ 2 0 4 が形成されている。内壁 2 0 2 の上面 2 0 2 a には、逆止弁 1 0 の装着端面 1 3 1 が支持されている。また、排水目皿 4 には、排水を流すために複数の挿通溝 4 0 1 が形成されている。

【 0 0 3 4 】

逆止弁 1 0 は、傾斜面部 1 1 1 を下方に向けた状態で柵本体 2 内に挿入される。逆止弁 1 0 の装着端面 1 3 1 にシール剤 1 8 を塗布し、シール剤 1 8 を塗布した装着端面 1 3 1 を柵本体 2 の内壁 2 0 2 の上面 2 0 2 a に載置する。

40

【 0 0 3 5 】

逆止弁 1 0 を柵本体 2 内に挿入した状態で、逆止弁 1 0 の上方から、ワン形トラップ 7 を、開口を下に向けた状態で柵本体 2 内に挿入する。ワン形トラップ 7 の内部に形成されたリブ 7 0 1 を逆止弁 1 0 の支持端面 1 3 2 上に載置することにより、ワン形トラップ 7 が配置されることとなる。これにより床排水トラップ 1 が構成されることとなる。

【 0 0 3 6 】

この状態では、逆止弁 1 0 の弁部 1 2 は、軽量で形成されているため、自重により傾斜面部 1 1 1 から離隔することはなく主管体 1 1 の傾斜面部 1 1 1 に密着されている。また、逆止弁 1 0 と柵本体 2 とは、シール剤 1 8 でシールされているから、下水管から流れてくる悪臭は遮られ、害虫が侵入することはない。

50

## 【 0 0 3 7 】

施設内の風呂場や便所の清掃により、床排水トラップ 1 に排水が流下すると、排水目皿 4 から流入した排水は、ワン形トラップ 7 の外側に向かって落下し、外壁 2 0 1 と内壁 2 0 2 との間を上昇して逆止弁 1 0 の装着部 1 3 側から下方に落下する。逆止弁 1 0 の弁部 1 2 は、排水の落下により、本体部 1 2 1 を、折返し部 1 2 2 との境目を中心にして傾斜面部 1 1 1 から離隔する方向に揺動させて弁を開く。逆止弁 1 0 の弁が開くことによって落下した排水は排水管 3 を通って流下されることとなる。排水の流下が終了すると、逆止弁 1 0 の弁部 1 2 は、本体部 1 2 1 を、折返し部 1 2 2 との境目を中心にして傾斜面部 1 1 1 に向かって接近する方向に揺動させて弁を閉じる。

## 【 0 0 3 8 】

上述のように、実施形態の逆止弁 1 0 は、弁部 1 2 を薄板状のプラスチック材で形成するとともに弁部 1 2 の一部を折り返して形成することにより、折返し部 1 2 2 に対して本体部 1 2 1 を弾性的に変形することができることから、変形した後に自らの付勢力で復帰できる。そのため、弁部 1 2 の折返し部 1 2 2 を、主管体 1 1 の溝部 1 1 3 に挿入することにより、弁体としての逆止弁 1 0 を簡易な構成で廉価に製作することができる。そして、この逆止弁 1 0 を使用して、床排水トラップ 1 として構成することにより、簡単な構成で、下水管からの悪臭を遮って、害虫の侵入を防止することができる。

## 【 0 0 3 9 】

なお、図 7 に示すように、本願考案の逆止弁 1 0 に傾斜面部 1 1 1 を覆うような樹脂製の保護管部材 1 9 を外嵌することにより、弁部 1 2 を保護することができる。保護管部材 1 9 を装着した逆止弁 1 0 A を床排水トラップ 1 に装着すれば、この構成により、下水からの悪臭を遮ることができるとともに害虫の侵入を防止できるから、装着端面 1 3 1 にシール剤 1 8 を塗布しなくてもよい。

## 【 符号の説明 】

## 【 0 0 4 0 】

- 1、床排水トラップ
- 2、榘本体
- 3、排水管
- 1 0、逆止弁
- 1 1、主管体（管体）
- 1 1 1、傾斜面部
- 1 1 2、水平面部
- 1 1 3、溝部
- 1 2、弁部（可撓性弁部材）
- 1 2 1、本体部（弁本体部）
- 1 2 2、折返し部
- 1 2 3、熱溶着部
- 1 3、装着部（支持管体）
- 1 8、シール剤

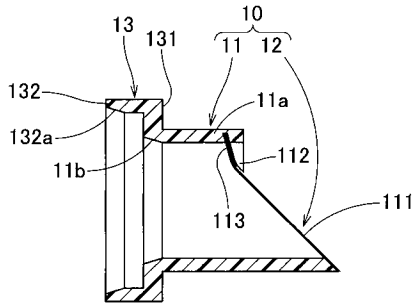
10

20

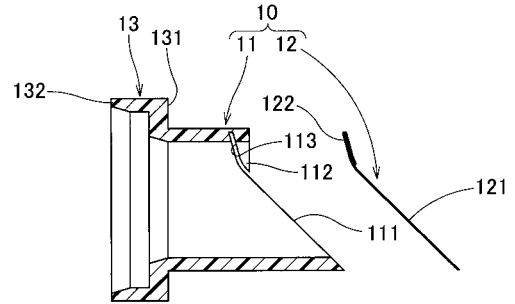
30

40

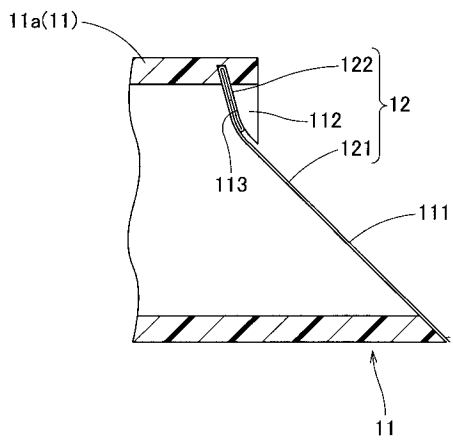
【 図 1 】



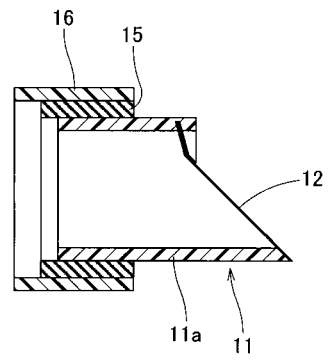
【 図 2 】



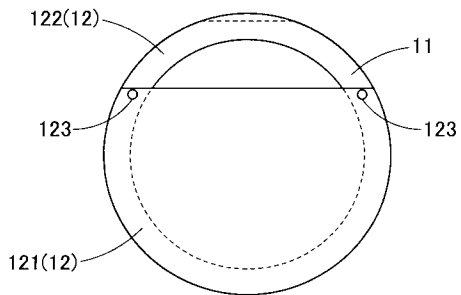
【 図 3 】



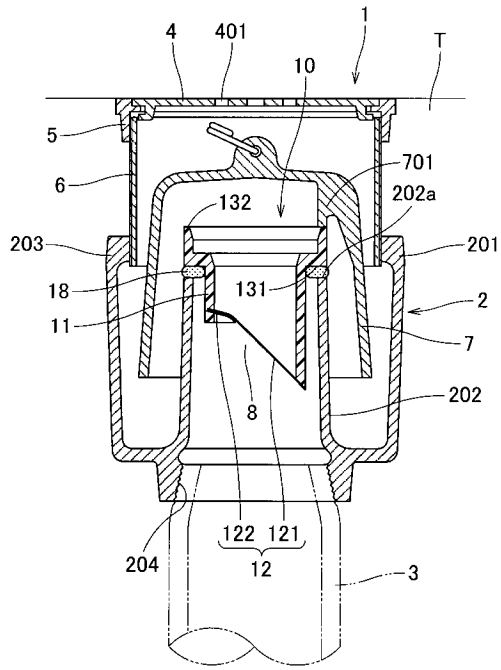
【 図 5 】



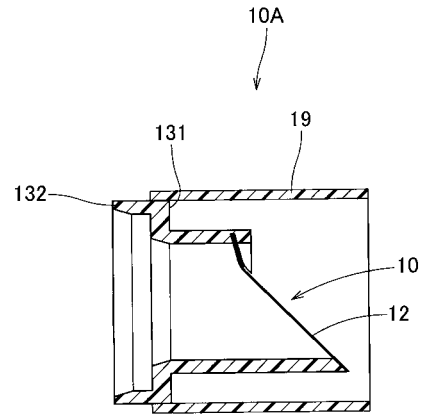
【 図 4 】



【 図 6 】

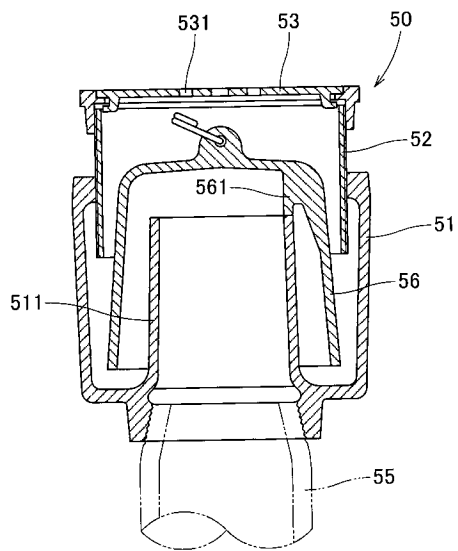


【 図 7 】

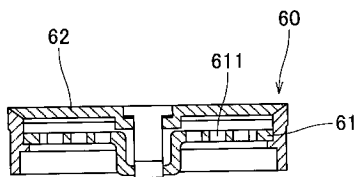


【 図 8 】

(a)



(b)



【手続補正書】

【提出日】平成21年8月20日(2009.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項6記載の考案は、請求項5記載の考案であって、前記装着面には、前記柵本体との間にシール剤が塗布されていることを特徴としている。